浄化槽の設置を推進しています

申し込み・問い合わせ 水処理課 浄化槽係 72.5667

近年、川・池・海などの汚染が深刻な問題となっています。これの大きな原因には、炊事・洗濯・風呂など、家庭から出る生活排水があります。きれいな水環境を取り戻すには、地域に生活している人、一人ひとりの問題に対する意識の高揚と協力が必要となります。

三豊市では、 浄化槽設置整備事業、 浄化槽整備推進事業に取り組み、浄化槽の設置を推進しています。家の新築・増改築等で、今年度中(平成19年3月末まで)に設置を予定されている方は、**平成18年11月30日(木)までに申し込み**していただきますようお願いします。なお、設置する地域により該当する事業(と)が異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

	浄化槽設置整備事業 (1)	浄化槽整備推進事業 (2)
設置者	個 人	三豊市
	設置費用に対し、下記金額を補助します。	設置費用に対し、下記金額を負担してい ただきます。
設置費用	5人槽 400,000円	5人槽 78300円
	7人槽 500,000円 10人槽 600,000円	7人槽 108,600円 10人槽 152,400円

- 1 個人で浄化槽を設置・維持管理し、市が設置費に対して補助する事業
- 2 市が浄化槽を設置・維持管理し、設置負担金と使用料を納めていただく事業

浄化槽法定検査(11条検査)の 受検にご協力を!

問い合わせ 水処理課

725667

(社)香川県浄化槽センター 0878816600



生活排水をきれいにし、環境保全に大きな 役割を果たしている浄化槽ですが、浄化槽を 維持していくためには、設置後、保守点検・ 清掃・法定検査が必要です。

法定検査とは、毎年1回、知事が指定した 指定検査機関〔(社)香川県浄化槽センター〕 が水質検査などを行い、浄化槽が適性に維持 管理され本来の浄化機能が十分に発揮されて いるかを確認する重要な検査です。

同センターから浄化槽を設置されているす べての人に法定検査の受検案内が郵送されます。

案内が届きましたら内容・趣旨をご理解いただき、申込書を返送して検査を受けてください。